

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事の事業認定に係る公聴会の開催について

平成 25 年 2 月 7 日

〈 問い合わせ先 〉

国土交通省 九州地方整備局

建政部 計画・建設産業課

TEL: 092-471-6331(代表)

※新聞紙上で公告しました公述人の応募様式及び公聴会の開催案内にあたる文書です。

1. 公聴会の開催の趣旨

今回の公聴会は、以下の事業について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第23条第1項の規定に基づき、当該事業について事業の認定に関する処分を行う機関である九州地方整備局長の主催により開催するものです。

事業の認定に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報を公聴会の場において聴取し、収集することを目的としております。

◇今回の公聴会の対象となる事業

(1) 起業者の名称

長崎県及び佐世保市

(2) 事業の種類

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事

(3) 起業地

① 土地

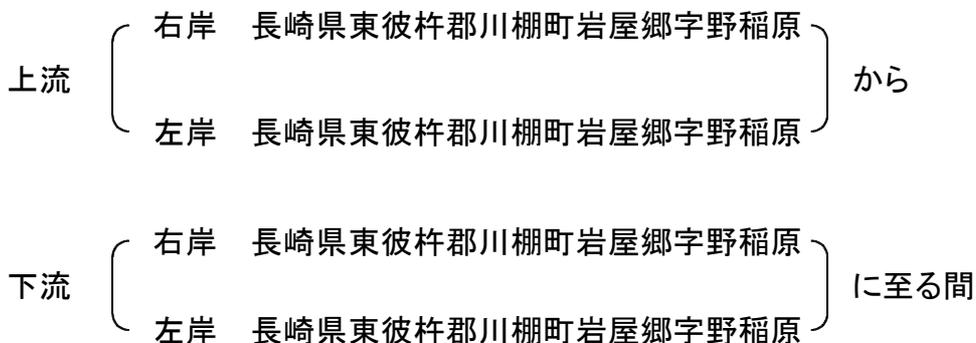
収用の部分 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂、字浦ノ山及び字ツブキ、岩屋郷字野稲原、字川原、字川原平、字祓川、字矢杖、字浦ノ谷、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、字瀬戸ノ尾尻、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、字上這迫、字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六淵、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、字鳶ノ巢、字西ノ迫、字迎島及び字下木場地内

使用の部分 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂及び字ツブキ、岩屋郷字祓川、字下這迫及び字大山口並びに木場郷字タリカド及び字笹ノ本地内

②漁業権

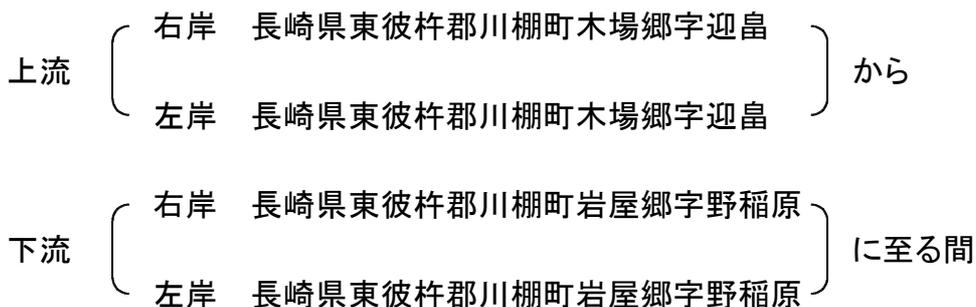
収用の部分

二級河川川棚川水系石木川



使用の部分

二級河川川棚川水系石木川



2. 公聴会の期日及び会場等

(1) 期日

平成25年3月22日(金)13時00分～19時30分頃(12時30分受付開始)

平成25年3月23日(土)10時30分～17時30分頃(10時00分受付開始)

(2) 会場

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1506番地

川棚町公会堂

※川棚町公会堂には駐車場はありますが、数に限りがありますので、なるべく公共交通機関又は乗り合わせのうえ御利用ください。

(3) 公聴会に出席する起業者の名称

長崎県及び佐世保市

3. 公聴会の公開

公聴会は、公開としますが、公聴会の傍聴及びマスコミによる取材は「5. 傍聴人に関する事項」以降に記載する事項を遵守願います。

4. 公述人に関する事項

(1) 公述の時間

- ① 公述1件あたりの公述の時間は30分以内とします。この30分には、起業者に質疑をされる場合の質問及び回答に要する時間を含みます。なお、複数の方が共同して申し出ている場合も1件あたり30分以内となります。
- ② 持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をしようとする場合には、議長により、公述の中止を命じられることとなります。また、起業者に質問をする場合で、起業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。
- ③ 他の公述人との持ち時間の融通は認められません。

(2) 公述の方法

- ① 本公聴会における公述の方法は、次の2通りの方法のいずれかによってください。
 - ・専ら御自分の意見を述べていただく方法
 - ・御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問をする方法
- ② 公述については、以下の点に御注意ください。
 - ・公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。
 - ・本公聴会の目的は、主催者が事業の認定に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、主催者を相手方として質疑を行うことはできません。
 - ・申出書に質問を希望する旨の記載がない場合、質問を行うことはできません。
 - ・申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、主催者から質問の相手方となる起業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。
 - ・申出書に記載された質問以外は、行うことができません。
- ③ 公聴会当日は、公述をしていただく時間になりましたら、議長から登壇を指示しますので、その指示を受けてから登壇してください。それまでの間は、会場内に公述人の席を用意していますので、そちらでお待ちください。
- ④ 公述は、口頭により行うこととし、原則として公述人が視聴覚機器(プロジェクター)を会場内に持ち込むことはできません。視聴覚機器の使用を希望される場合には、必ず申出書の「プロジェクターの使用の有無」の欄の「有」に○をつけてください。
- ⑤ 申出書に記入された公述人に限り、登壇し、発言することができます。ただし、同時に登壇する人数は、3人以内としてください。

(3) 公述を希望される方の申出方法

- ① 公述を希望される方は、別記様式の申出書(なお、申出書の用紙は川棚町役場ダム対策室、及び佐世保市役所1F玄関案内後方にも備え付けてあります。)に必要事項を御記入の上、郵送、FAX、電子メール又は持参により、平成25年2月18日(月)までに必着にて、「11. 問い合わせ先」まで御提出願います。

- ②公聴会を開催する目的は、主催者が事業の認定に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、事業の認定の審査にあたって勘案すべき事項と無関係な意見及び質問はできないことに御留意願います。
- ③上記期日までに申出書が到着しない場合、提出された申出書に必要事項の記載の不備がある場合等には、公述人となることができません。

(4)公述人の数の制限等

- ①本公聴会は、2日間合計で最大約10時間程度の公述時間を予定しています。なお、公述希望の申出が多数ある場合には、議長により公述人の数を制限することとなります。
- ②同一人による公述の重複はできません。
- ③公述は、原則として公述希望の申出をされた公述人本人のみ行うことができます。当日、公述人が出席できない等の場合において、公述人の代理人が公聴会に出席して申出書に記入された意見の要旨の範囲内で公述しようとする場合には、代理権限を証する書面等の提出によりあらかじめ主催者から許可を受けた者に限り代理人として公述することができます。なお、公述人が他の公述人の代理人となること及び代理人の重複は認められません。
- ④公述を希望される時間帯については、御希望どおりにはならない場合があります。得ることをあらかじめ御承知おきください。
- ⑤公述人の数を制限するか否かにかかわらず、公述希望の申出をされた方については、公聴会の開催前に、以下の事項を主催者から連絡させていただきます。(複数の方が共同して申し出ている場合には、代表者に連絡させていただきます。)
 - ・公述人として選定させていただいたか否か
 - ・公述人となっていただく方については、公述していただく日時
 - ・なお、申出書に記載された電話番号、FAX(御希望により電子メールアドレス)に主催者より連絡いたしますが、どうしても御本人に連絡がとれない場合には、御家族の方に連絡させていただくか、公聴会の当日に、会場内の受付にて御連絡させていただくこととなります。このような場合で、当日までに、上記事項についてお知りになりたいときには、平成25年3月6日(水)以降に「11. 問い合わせ先」まで御連絡ください。
- ⑥公述人となっていただく方は、当日、公述の時間までに余裕をもって御来場いただき、会場の受付にてその旨をお申し出ください。万が一、御自分の公述の時間内に御来場されなかった場合には、公述することができないものとさせていただきます。

5. 傍聴人に関する事項

- ①傍聴につき、会場の収容能力を超える傍聴希望の方が来られた場合には、先着順により傍聴人の数を制限します。
- ②整理券は3月22日(金)、3月23日(土)それぞれ当日の受付時に配布しますの

で、これを受け取ってから御入場願います。なお、入場には当日発行の整理券が必要です。22日の整理券で翌23日の入場はできませんので御注意ください。また、一時退場されて再入場される場合には、この整理券を提示していただく必要がありますので、紛失されないよう御注意下さい。

- ③傍聴される方は、会場内では静穏を保持されるようお願いいたします。もし、発言、ヤジ等により静穏を保持されないときは、公聴会の円滑な進行に支障となるとともに、他の傍聴人等の迷惑となりますので、主催者より注意し、又は退場等を命ずることがあります。

6. 会場内における禁止事項等

公聴会の円滑な進行を図るため、以下の事項を必ず遵守願います。もし、守られない場合には、議長又は議長補助者により入場をお断りすること、又は退場等を命ずることがあります。

- ①公聴会に参加される方は、プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、又は他の公聴会の参加者の公述若しくは傍聴等の支障となるような行為をしないようお願いいたします。また、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込まないようお願いいたします。
- ②ポストンバック程度以上の大きさの荷物をお持ちの方は、荷物の中身の確認をさせていただくことがあります。また、会場への荷物の持ち込みをお断りすることがあります。
- ③会場への持ち込みをお断りする荷物については、その置き場を受付付近に設置しますが、紛失等の責任は負いません。
- ④公聴会に参加される方は、会場内及び会場前ロビーにおいて、ビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等をしないようお願いいたします。
- ⑤会場内での飲食又は喫煙は御遠慮ください。
- ⑥会場内では携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定し、通話は御遠慮ください。

7. 新聞等の記者による取材に関する事項

新聞、テレビ等の記者の方は、公聴会の円滑な進行に支障とならない範囲内で、公聴会の取材をすることができます。なお、取材を予定される方は、公聴会の運営の都合上、事前に「11. 問い合わせ先」まで御連絡いただきますようお願いいたします。

8. 議長及び議長補助者に関する事項

- ①議長が、会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営を確保するため、発言の中止、退場等の指示・命令をしたときは、これに従ってください。
- ②議長の補助者として、議長の権限の一部を代行するため、九州地方整備局長が

議長補助者を指名する予定でおります。議長だけでなく、議長補助者の指示・命令にも従っていただきますようお願いいたします。

9. 公聴会の打ち切りに関する事項

会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。この場合、打ち切り後に公述をすることとなっていた方は、公述ができなくなりますのであらかじめ御承知おきください。

また、公聴会が打ち切られた場合には、それ以降の公聴会は実施されませんので御注意ください。なお、このような場合には、公聴会を打ち切った旨を会場入口に掲示します。

10. その他

- ①公述の申出が少数であること、公聴会が途中で打ち切られたこと等により、公聴会が予定の時間より早く終了する場合があります。あらかじめ御承知おきください。なお、このような場合には、その旨を会場入口に掲示します。
- ②本公聴会の議事録は、九州地方整備局ホームページにて公開する予定です。

11. 問い合わせ先

本公聴会に関するお問い合わせ及び公述希望の申出は、以下の部局にお願いいたします。なお、開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の9時15分～18時（12時から13時を除く。）です。

また、会場である川棚町公会堂へのお問い合わせは、御遠慮ください。

国土交通省九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

電話：092-471-6331（代表）

FAX：092-476-3511

電子メールアドレス：keiken-koujutsu@qsr.mlit.go.jp